

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

本部事務局人事部

新	旧	改正理由等
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>無給休職者、刑事休職者、育児休業職員(子の誕生日から57日以内にした育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるとき又は子の出生の日から57日以内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u>、自己啓発等休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) <u>育児休業職員(子の誕生日から57日以内にした育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるとき又は子の出生の日から57日以内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u>、自己啓発等休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 無給休職者、刑事休職者、育児休業職員(育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)、自己啓発等休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 育児休業職員(育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)、自己啓発等休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間</p> <p>(略)</p>	<p>・出生時育児休業の創設に伴う期末手当に係る勤務期間の改正</p> <p>・出生時育児休業の創設に伴う勤勉手当に係る勤務期間の改正</p>